

第 1 3 回

総会議事録

日 時	令和6年6月13日(木) 午後2時
場 所	山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和5年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	長澤 弘	
出	2	金子 祐一	運営委員
出	3	丹野 菊男	第3ブロック長
出	4	今野 智夫	運営委員
出	5	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	6	富田 理恵子	編集委員
出	7	井上 敏嗣	運営委員
出	8	伊藤 博良	第1ブロック長
出	9	森田 誠一	編集委員
出	10	安達 良一	農政委員会委員長
出	11	日下部 洋一	
出	12	推名 俊明	農政委員会副委員長 編集委員
出	13	安孫子 忠善	
出	14	後藤 英治	
出	15	遠藤 紀江	編集委員会副委員長
出	16	川村 栄介	
出	17	鍵水 豊	
出	18	佐藤 清	
出	19	熊谷 智博	第4ブロック長
出	20	石川 富夫	運営委員
出	21	小松 武	編集委員
出	22	丹野 長利	
欠	23	丸子 宏	会長職務代理者 編集委員会委員長
出	24	高橋 徳郎	会長

第13回総会（定例）

日 時：令和6年6月13日（木）

午後2時00分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第 1 3 回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議第 49 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議第 51 号 農用地利用集積計画について

議第 52 号 令和 6 年度畑地化促進事業の申請に係る協議について

5 報 告

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について

(2) 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

(3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について

(4) 農地改良届出書の受理について

(5) 農地改良完了報告書の受理について

(6) 農地法第 4 条の規定による許可申請について

(7) 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(8) 農地利用最適化推進の状況その他事務の実施状況の公表について

6 連絡事項

- (1) 次回の総会（定例）について 令和6年7月12日（金）
- (2) 次回の委員調査について 令和6年7月10日（水）

7 その他

- (1) 農地パトロールについて

- ①調査協力員の選出依頼

（滝山、東沢、南山形、蔵王、本沢、大曾根、西山形、村木沢、
楯山、高瀬、山寺）

- ②農地パトロール説明会について

令和6年7月26日（金） 10時00分～（予定）

山形市役所11階大会議室

8 閉 会

第 1 3 回総会議事録

(令和 6 年 6 月 1 3 日 (木) 市庁舎 1 0 階 委員会開催室)

出席委員 2 3 名

欠席委員 1 名

開 会 午後 2 時

事 務 局	(定足数報告) 本日は、23 番丸子宏会長職務代理者及び草苅事務局長が市議会 6 月定例会に出席のため欠席となっております。会議が終わり次第こちらに参加いただくことになっております。 在任委員数 24 名中、出席委員数 23 名、欠席委員数 1 名であり、総会は成立しております。 本日の傍聴人はおりません。 (出席推進委員の紹介) 第 1 ブロック：平吹拓也推進委員、第 2 ブロック：佐藤安広推進委員、第 3 ブロック：鈴木傳勇推進委員が出席しています。 議長より開会及び挨拶をお願いします。
議 長	(開会及び挨拶)
議 長	議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、議事録署名委員については、20 番石川富夫委員、21 番小松武委員にお願いし、書記に岩田係長を任命します。 議事に入ります。 議第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	案件は 28 号から 36 号までの 9 件となります。農地の所在、申請人、申請事由等については、記載の通りです。 28 号は、大郷地区、経営拡張のための所有権移転で、大根、白菜などの蔬菜栽培の予定です。 29 号は、楯山地区、経営拡張のための所有権移転で、蔬菜栽培の予定です。 30 号から 32 号は、関連案件のため 3 件を一括して説明します。なお、30 号の譲受人と 31 号、32 号の譲受人は同一経営体の親子です。 30 号、31 号及び 32 号は、楯山地区、隣接地の買受、経営拡張のための所有権移転です。委員調査を実施しております。 33 号、34 号は、関連案件のため一括して説明します。 33、34 号は、出羽地区、隣接地の借受けによる賃借権の設定です。

議 長	委員調査を実施しております。 35号は、山寺地区、経営拡張のための賃借権の設定です。委員調査を実施しております。 36号は、大郷地区、経営拡張のための賃借権の設定です。委員調査を実施しております。 以上9件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。 調査委員の報告をお願いします。 30号、31号及び32号について、10番安達委員から報告をお願いします。
安 達 委 員	申請人及び内容は議案書記載の通りです。30号の申請地は管理されておらず、雑草が生い茂り、木も数本生えており遊休農地化しているところです。譲渡人は■■■■に住んでおり、将来山形には戻ってこないため、隣接地の譲受人に無償受贈するものです。委員調査には譲渡人の代理人の方が出席されました。31号、32号の譲受人と30号の譲受人は■■■■です。31号の譲渡人は経営縮小し、何年も耕作していないため隣接の譲受人に譲渡することを了承されたそうです。30号の譲受人は30年以上、31号及び32号の譲受人は20年農作業の経験があるそうです。多種類の作物を栽培していますが、出荷はしておらず、知人に配付したり、自家消費しています。申請地における遊休農地の解消計画が出されており、木の伐採、障害物の除去、根の掘り起こし、雑草除去を行い、来年に耕うん、作付けを計画しているそうです。30号の譲受人の農業従事日数は150日くらいであり、兼業として■■■■もしています。30号の譲受人は■■歳と高齢ですが隣の遊休地化した農地をなんとか開墾して、きれいな畑にしたいという強い意向を持っています。所有している農機具はトラクター2台、軽トラック1台、2トントラック、動力噴霧器、草刈り機、チェーンソー2台、バックホー1台などです。通作距離は自宅から100mぐらいい、徒歩3分の所にあります。計画どおり遊休農地を解消してもらうことをお願いし、農産物については、是非市場にも出荷をするようお願いしました。調査の結果、許可相当と判断しました、よろしくお願いいたします。
議 長 安 孫 子 委 員	次に33号、34号について、13番安孫子委員から報告をお願いします。 申請の内容は議案書記載の通りです。今回の申請地はいずれも樹園地です。借人は■■歳、若手で営農されており令和4年度に認定新規就農者になっています。経営拡張のための賃借権の設定で賃借期間は5年間です。賃借料は総額■■■■円です。申請に至る経緯ですが、貸人が高齢なことや体調不良で耕作できなくなったため、借人が貸人の他の農地を借りていたこともあり、こちらもとお願いされ借人が了承したということです。申請地の現況について、33号

	はリンゴの樹園地でありましたが現在は伐根されており保全管理状態です。34号はサクランボの成木があり、それを引継いで営農を行うということです。借人に一人で営農をするのですかと聞いたところ、貸人の■と一緒にやっているということでした。他にも借人は貸人の農地を借りており、そこではニンニクを栽培しているということです。農作業の経験ですが、令和4年から2年間農業従事しているということです。農機具は貸人が所有しているのを借用しており、トラクター1台、乗用管理機1台、スピードスプレーヤー1台です。通作距離は自宅から14分です。近隣はほとんどが樹園地であり、農薬の使用や病虫害の駆除については防除基準に従って行っていくということでした。既に借受けている隣地は桃の新植もされている状況で、■から指導を受けており、もう少し桃を拡張したいということで申請に至ったようです。本人も意欲的に取り組んでいるということが分かり、将来は認定農業者の申請をしたいということでした。出荷は山形農協に出荷をしているという状況です。調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いします。
議 長	次に35号について、10番安達委員から報告をお願いします。
安 達 委 員	所在及び内容は議案書記載の通りです。貸人は高齢のため、家族が農政課に相談したところ、周辺で果樹園を経営している借人を紹介され、今回申請に至ったということです。借人は令和5年度に認定新規就農者の認定を受け、現在■㎡の果樹園でサクランボやシャインマスカットなどを栽培し、近所にある観光果樹園の直売所で販売を行っているということです。観光果樹園は借人の■だそうです。農業経験は昨年の8月からですので、1年半ほどですが、■は農業歴24年、■は30年以上農業をやっており指導を受けるとということです。農機具はスピードスプレーヤー1台、運搬機1台を所有していますが、軽トラック1台、草刈り機1台をリースしております。農機具は観光果樹園の倉庫に保管しているということです。通作距離は自宅から10km、車で20分です。農作業は本人が270日、■が140日従事する見込みです。他に臨時雇用として年間4名を延べ120日雇用する予定です。周辺はサクランボの果樹園があるところで農薬の使用や病虫害の防除は従来どおり行っていくそうです。今後の経営拡大の予定ですが、認定新規就農者ではありますが、認定農業者の申請も検討していくということでした。将来は■から経営の移譲を受ける予定だそうです。賃借料は総額■円です。調査の結果、許可相当と判断しましたので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	次に36号について、13番安孫子委員から報告をお願いします。
安 孫 子 委 員	内容は議案書記載の通りです。貸人が高齢化により経営縮小を考

	えていたところ、借人が借り受けを了承し、この度の申請に至りました。借人は認定新規就農者であり、令和4年度に認定されています。貸借期間は5年間で、貸借料は年総額■■■■円です。申請地の現況ですが、以前果樹園として営農されていましたが、現在は休耕中の畑になっておりました。貸人の■■■が草刈りなどを行っていて、保全管理を行っています。申請地から道路を挟んで筋向いのところに以前から借りていた畑があり、そこには野菜ハウスが5棟建っており、ズッキーニ、ナス、トマトがきれいに作付けされました。申請地では何を耕作するのかと聞きましたら、ブロッコリーを植えたいとのことでした。ただし、ブロッコリーの栽培経験がないため、近隣のブロッコリーを耕作されている方から指導を受ける予定ですが、具体的な指導者は未定ということです。令和4年5月に新規就農し、2年に渡って農業に従事しており、農作業は貸人のところに手伝いに来ている方などと一緒に2、3名でやっているということです。農機具は軽トラック1台、動噴1台、トラクター1台を所有しています。通作距離は自宅から車で15分くらいです。周辺地域への影響ですが、周辺は農地であり、農薬の使用や病害虫の駆除についてもさほど影響はないのかなと考えております。もともと田であったため、境界もきちんとなっていて、隣の農家の方とトラブルが生じることは考えにくいと思います。今後は経営拡大したいということもあり、ゆくゆくは認定農業者の申請も考えているということでありました。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
推 名 委 員	33号、34号の譲受人については、2年前にニンニクを作りたいということで農地の借り受けを行っているが現在の状況はどうか。
安 孫 子 委 員	ニンニクを作っているのは今回の申請地ではなくて、別の場所と聞いている。そちらの状況については詳しく聞いていない。
森 田 委 員	サクランボの樹園地の脇だと思ったが、土壌がボロボロでよほど腐葉土や堆肥をいれないと困難でないかという話は出たわけですが、その後は確認していないため実態は分かりません。前回もリンゴを伐採・伐根し、その後桃を定植していくという話でありました。
事 務 局	一部内面積で先行して借りていた部分があり、今回委員調査の際に、隣接地であったので併せて見てきている。伐根の計画が今年度実施されるという話は現地でも聞いたところであり、その他の耕作地についても、ニンニクとサクランボの耕作の話は聞取りにより確認している。なお、農地パトロールにおいても遊休農地として報告されている土地には当たっていない状況である。

森田委員	ニンニクを出荷しているかどうかは分かりますか。
安孫子委員	確認はしていません。
丹野（菊）委員	36号について、借人は■■■■■方で、ハウスを建てたいとの相談を受けており、譲り受けられるハウスを紹介しました。非常に頑張っている方で、ナスを一生懸命作っていました。私もナスを作っているので、ナスの営農指導をしました。かなり有望な方だと思うので、頑張ってもらいたいと思ったところです。
議長	ほかにありませんか。無いようですので出席推進委員の方々から意見をいただきたいと思います。平吹推進委員お願いします。
平吹推進委員	特にないです。大丈夫だと思います。
議長	佐藤推進委員お願いします。
佐藤（安）推進委員	33号、34号の借人は■■■■■の面積を耕作しているわけですね。人手が足りているのか疑問に思うのですがどうでしょうか。
安孫子委員	耕作者は1人ではなく、同級生である貸人の■■■と一緒にやっており、果樹の収穫、選別、箱詰めなどは臨時に人を雇って行っている。今回の申請地のサクランボの成木を見せてもらったが新梢切りなどしっかりと管理されており、園地についても綺麗にモアで草刈りがなされているなどお見受けしたものですから、やっていけるのではないかと思います。
議長	鈴木推進委員お願いします。
鈴木推進委員	30号、31号及び32号について、遊休農地のところを管理してくれるというのは大変良かったと思います。33号、34号であるが、借人にはまだお会いしたことはないが頑張してほしい。36号の借人とは何回か会ったことがあるが、若い方で、ハウス栽培を一生懸命やっている農家なので、これからも皆さんからご支援をよろしくお願いしたい。
議長	ありがとうございました。 それではお諮りします。議第48号について許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認められますので、議第48号 農地法第3条の規

事務局	定による許可申請について、許可することに決します。 次に進みます。 議第 49 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 内容は、2 号、3 号の 2 件で、農地の所在、申請人、申請事由等については、記載の通りです。 2 号は、蔵王地区、農家住宅の建築です。第 1 種農地相当と判断しております。 3 号は、蔵王地区、敷地拡張しての店舗兼住宅の駐車場です。第 2 種農地相当と判断しております。 以上の 2 件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただいまの説明に対して皆さんから質問、意見はありませんか。 (意見・質問なし)
議長	無いようですのでお諮りします。議第 49 号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議第 49 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、許可することに決します。 次に進みます。 議第 50 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	内容は、9 号から 14 号までの 6 件で、農地の所在、申請人、申請事由等については、記載の通りです。 9 号は、金井地区、所有権移転で特定建築条件付き売買予定地での宅地分譲です。委員調査を実施しております。 10 号は、滝山地区、賃借権の設定で転用目的は鶏舎の建築です。4 月総会で農業振興地域整備計画の農用地区域内の用途変更について意見を求められ、妥当であると意見した案件です。委員調査を実施しております。 11 号は、出羽地区、所有権の移転で隣接する宅地と併用しての一般住宅の建築です。第 3 種農地相当と判断しております。 12 号は、出羽地区、所有権移転で隣接する宅地と併用しての建売分譲住宅です。委員調査を実施しております。 13 号は、楯山地区、使用貸借による権利設定で農家分家住宅の建築です。第 1 種農地相当と判断しております。 14 号は、千歳地区、所有権移転で隣接する雑種地等と併用しての特定建築条件付き売買予定地による宅地分譲です。第 2 種農地相当と判

議 長	の需要を聞いたところ、若いファミリー層からの問い合わせもあって、この度譲受人が金井地区の宅地分譲を計画したということです。 以上、調査の結果、許可相当と判断いたしましたので、ご審議よろしく願いいたします。
安 達 委 員	続きまして 10 号について、10 番安達委員から報告をお願いします。 申請人及び内容は議案書記載の通りです。申請人は今年の 4 月に新規就農して野菜などの栽培を行っている農業者です。9 月より養鶏を開始することを計画しており、この度当該農地を育雛、飼育するためのビニールハウス型の鶏舎及び放し飼いの敷地として利用するため、申請に至りました。初生雛から育雛を行うため、夜間見回りなども発生することから、それらの作業を効率的に行うため、自宅周辺で用地を検討した結果、当該地の地権者から了承が得られたため、最適であると考え計画地として選定しました。面積は 700 m²ありますが法面が大きいので 500 m²ぐらいしか使えないのかなという状況でした。申請地は東北芸術工科大学から東へ 1,800m の場所に位置する農地であり、農業振興地域の農用地区域内で今年 5 月に農業用施設用地に用途変更されたことを市農政課より確認しています。農用地区域内の農地ですが、当該施設は農業用施設に該当するものであることから、農用地利用計画において、指定した用途に供するものと考えられます。また周辺には申請地に代えてほかに代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。被害防除対策ですが、汚水、生活雑排水の発生はなし、雨水は地下浸透、造成については、盛土等はせず新たな法面は発生しません。以上のことより隣接地への排水、土砂などの流出はないと判断しております。9 月から養鶏の仕事を始めるということで、新潟県村上市より 100 羽の育雛を購入して養鶏を始めるということです。将来的に放し飼いも考えていて 120 cm のネットを張る予定ですが、小動物からやられないように色々考えてやっていきたいということでした。開発許可は不要で、建築確認も不要ということです。事業費ですが、土地の借地料は年 [REDACTED] 円程度ということです。パイプハウスで養鶏場を 2 棟作るということで、[REDACTED] 円ほど建築費がかかるということです。資金は [REDACTED] もしております。調査の結果、許可相当と判断しましたので、ご審議よろしく願いします。
議 長 安 達 委 員	次に 12 号について、10 番安達委員から報告をお願いします。 申請人および内容は記載の通りです。譲受人は不動産業を営んでいる方です。申請地の隣接地において共同で行っている建売分譲に需要があったことから同地区内で用地を検討していたところ、隣接する空き宅地の所有者より、売却の依頼があったため、事業を計画いたしました。事業敷地としては十分ではありませんでした。そこで、事業に必要な面積を確保するために、当該申請地の所有者に打診したとこ

	ろ了解が得られたため、この度の申請に至りました。申請地は、市立出羽小学校から南東へ約470mの場所に位置する農地で、10ha以上の一団の区域内にあり、土地改良事業が施行された土地であることから第1種農地相当と判断しました。第1種農地であるものの、該当施設は集落に接続し設置されるもので、他の農地も検討しましたが、申請地に代えて他に代替できる土地も無いことから、やむを得ないものと認められます。被害防除対策は汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は宅地内地下浸透、造成は盛土を行うがL型擁壁を新設します。以上のことより隣接地への排水、土砂の流出はないと判断しました。そのほか開発許可は見込みがあり、最上川中流土地改良区からの意見書も確認しております。事業費は土地取得費が■■■■円で、1㎡あたり■■■■円、坪当たり■■■■円。土地造成費は■■■■円、建築費が■■■■円です。建売ですので1棟をどのくらいで売却するのですかと聞いたところ、■■■■円前後とのことでした。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
石 川 委 員	10号ですが、においについての説明はありませんでしたが大丈夫でしょうか。
安 達 委 員	周囲に家はありません。申請地は借人の家から50mくらい離れているところですが、調査で行ったときには、だいぶ下の方に家があって離れている所でした。放し飼いについても、ぬかを敷いてにおいがしないようすると話をしていました。
遠 藤 委 員	私も牛を飼っておりますが、住宅に近いということでご近所さんには気を付けるようしています。昔から飼っているといってもやはり気を付けなければならないので、堆肥上げとかは注意しているところです。ニワトリもずっと飼っており、今回は平飼いで飼うのだと思いますが、平飼いの場合だと密にならないので、思うほど匂わないと思います。ただし人により感じ方は違うので、担当地区の農業委員からしっかり指導などをしていただくのが良いと思いました。
今 野 委 員	第10号の借人は本沢地区で有機栽培をするということで前回の総会でも話をしました。ニワトリを飼うという話も聞いていましたが、フンの処理はしっかりと聞いておかなければならないと思います。有機栽培ですので、鶏糞はボカシなどをして使うと思うのですが、平飼いといえども10年20年するとかなりの量になるため、その辺も考えなければなりません。管理についても確認すべきであると感じました。
長 澤 委 員	大水が出て、平飼いをしていたところが道路の方に崩れていくといった危険性はないのですか。

安達委員	法面は大分広がっています。これまでに崩れたということはあるのでしょうか、伊藤委員分かりますか。
伊藤委員	下までは80mくらいの段差があってかなり離れています。また上の方に家はありません。以前はそこから100mくらい登ったところに鶏舎があって、飼っていた人がいますが、においについて苦情が出たことは無いといっていました。また、大雨が降って崩れるとか、下に流れるといったことはこれまではなかったと思っています。当初は土坂地区あたりで探していましたが見つからず、地区の人からそこだと大丈夫だということを聞いて申請に至っています。
長澤委員	現在、隣で耕作している人はいるのですか。
伊藤委員	周辺は遊休地となっています。
安達委員	申請地の上の方に田を作っていた跡があったが、今は耕作していません。
今野委員	12号の譲受人について、不動産業を行っているということだが法人ではなく個人名での申請なのですか。
安達委員	個人経営で不動産業を行っています。
金子委員	12号の譲受人について、これまでに建売の実績はあるのか。
安達委員	申請地の隣の土地で4棟の建売分譲を行っているが、いろいろ問い合わせがあったことから需要があると判断し、さらに建売分譲を行うこととなった。
事務局	昨年度、隣接地において建売分譲をしているが、その時は譲受人ともう一人、個人で不動産業を行っている方との共同で申請がなされ、令和4年度にも同じような形で実施したものがある。令和4年度のものは全区画完了していると報告を受けている。昨年度のものはまだ実施中の状況になっている。
議長	他にありませんか。無いようですのでお諮りします。議第50号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議第50号農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決します。 次に進みます。

事 務 局	議第 51 号農用地利用集積計画についてを上程します。 なお、議案中、3 番丹野菊男委員、10 番安達委員、16 番川村委員に関する案件がありますので、3 名の委員については、議事の参与を控えていただきます。それでは事務局の説明を求めます。 はじめに、取下げによる議案書の削除をお願いします。申請番号 367 号、574 号について。同じく、申請番号 505 号、592 号について、それぞれ削除をお願いします。それらの修正を反映したものが、お配りしました差替え資料となります。このたびは、令和 6 年 3 月受付分の農地中間管理事業による「利用権設定」です。地目別設定面積、作物別設定面積等の内訳は記載の通りです。農地中間管理機構が借り受けと同時に貸し付けを行うもので、農地の所在、貸付人、借人等、内容は記載の通りです。農地中間管理機構の借受けが 366 号から 549 号までの 182 件、農地中間管理機構からの貸付けが 550 号から 592 号までの 43 件となっています。申請件数は合わせて 225 件で、所有者と実質的な借人の貸し借りは 186 件です。以上につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明に対し、質問・意見等ありませんか。 (質問・意見なし)
議 長	それではお諮りします。議第 51 号について、適当であるとすることに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第 51 号 農用地利用集積計画について、適当であるとの意見に決します。 次に進みます。 議第 52 号 令和 6 年度畑地化促進事業の申請に係る協議についてを上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局	資料記載の農地について、事業の申請にあたり、農水省事務連絡通知に従い、上山市農業再生協議会長より農業委員会の意見を求められております。別冊資料 1 ページをご覧ください。該当地は、記載の農地のうち事業申請欄に丸印のある部分です。また、位置図等については、2 ページ、3 ページをご覧ください。別冊資料の依頼文のとおり、周辺農地の耕作へ支障をきたさないことについて、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 (質問・意見なし)

議 長	それではお諮りします。議第 52 号について、意見なしとすることに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第 52 号 令和 6 年度畑地化促進事業の申請について、意見なしとして回答いたします。 これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事 務 局	先に議案書を送付しておりますので、報告事項について、(1)から(7)まで案件名と件数を読み上げさせていただきます。報告事項(8)については、資料により岩田係長より報告いたします。 報告事項(1)、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理 22 号から 48 号まで 27 件を受理しております。 報告事項(2)、農地法第5条届出書の受理については、9 号から 13 号まで 5 件を受理しております。 報告事項(3)、農地法第18条第6項の規定による通知の受理は、39 号から 119 号まで、81 件を受理しております。 報告事項(4)、農地改良届出書の受理については、11 号、1 件を受理しております。 報告事項(5)、農地改良完了報告書の受理については、6 号、1 件を受理しております。 報告事項(6)、農地法第4条の規定による許可については、1 号、1 件について許可証を交付しております。 報告事項(7)、農地法第5条の規定による許可については、109 ページの 88 号から 111 ページの 8 号の 10 件について許可証を交付しております。なお、88 号については、許可後に取消願を受理しております。 報告事項(8)、農地利用最適化推進の状況その他事務の実施状況の公表については、国の通知に基づき、6 月末までにインターネットの利用等の方法により公表を行うこととされております。ついては、112 ページから 117 ページの内容により、山形市の公式ホームページに掲載し公表することとなります。
議 長	ここで事務局より発言を求められておりますのでお願いします。
事 務 局	今回再審議となった案件について、申請書の記載誤りがあったことによるものであるが、事務局による事前確認の不足により、このような事態を防ぐことができず再審議となったことに対し、農業委員はもとより関係者の皆様にご迷惑をお掛けすることになり深くお詫び申し上げます。今後は許認可事務の責任の重さを肝に銘じ、複数人によるチェックや書類の再確認など基本的な事務の徹底を図り、再発防止に

	努めたいと思います。
議 長 事 務 局	次に6 連絡事項について、事務局よりお願いします。 (1) 次回の総会（定例）について：令和6年7月12日（金） (2) 次回の委員調査について：令和6年7月10日（水） 調査委員は、12 番推名俊明委員、14 番後藤英治委員となります。
議 長 事 務 局	次に7 その他について、事務局よりお願いします。 (1) 農地パトロールについて ①調査協力員の選出依頼 （次第記載の11 地区の委員へ協力員の選出について、本日配付した通知により対応を依頼。） ②農地パトロール説明会について （7月26日午前10時より開催予定。時間等の詳細は決まり次第別途連絡する旨を説明。）
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 何もないければ、これで第13回総会を終了します。 (閉会午後3時53分)

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

